

町税・保険税等の納期限内納付にご協力を

令和8年度の町税等の納期は、この表のとおりです。納期限までに納付をお願いします。

また、お仕事などの都合で平日や日中、納付の相談に向くことが困難な方のために、納税相談日を開設しますので、ご利用ください。

月	納期 (口座振替日)	普通市民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	夜間相談日 (18時~20時)	休日相談日 (9時~17時)
令和8年5月	6月1日(月)		1期	全期				18日(月)	31日(日)
6月	30日(火)	1期			1期	1期		16日(火)	28日(日)
7月	31日(金)		2期		2期	2期	1期	16日(木)	26日(日)
8月	31日(月)	2期			3期	3期	2期	17日(月)	30日(日)
9月	30日(水)		3期		4期	4期	3期	16日(水)	27日(日)
10月	11月2日(月)	3期			5期	5期	4期	16日(金)	25日(日)
11月	30日(月)		4期		6期	6期	5期	16日(月)	29日(日)
12月	28日(月)	4期			7期		6期	16日(水)	27日(日)
令和9年1月	2月1日(月)				8期		7期	18日(月)	31日(日)
2月	3月1日(月)				9期		8期	16日(火)	28日(日)
3月	31日(水)				10期			16日(火)	28日(日)

町税は健康で豊かな暮らしを支えるために重要な役割を持っており、福祉や教育、まちづくりなどの行政サービスを行う上で欠かせない大切な財源です。

町税を滞納することは、町の財政を圧迫し、行政サービスに支障をきたすだけでなく、納期限内に納められている多くの町民のみなさんとの公平性を欠くことになります。

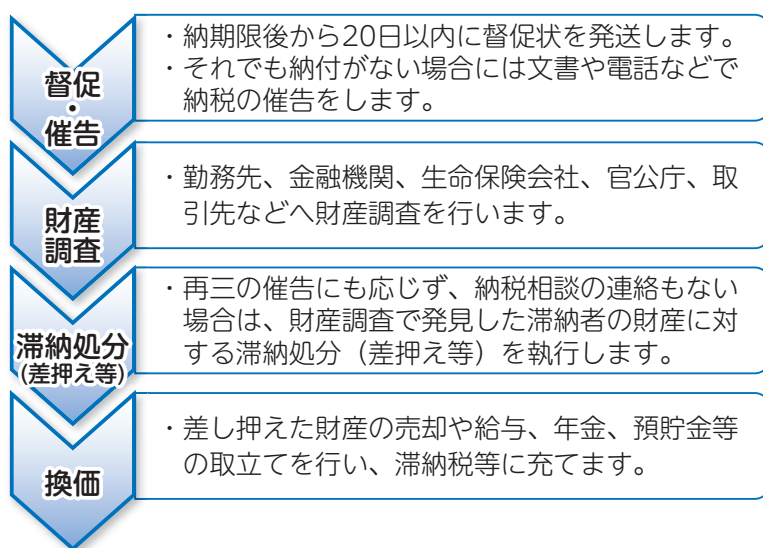
そのため、収入や財産がありながら納付しようとしないうる方に対して、町は滞納処分（差押え等）により強制的に徴収し滞納額の減少に努めています。

滞納処分について

納期限内に町税・保険料を納付しなければ滞納となり、納期限後20日以内に法律に基づき督促状を発送します。

督促状を送付した日から10日後までに税金を納付しない場合は、地方税法において、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは財産を差し押えなければならない」と定められていますので、財産を差し押え、強制的に徴収する滞納処分を行うことになります。

しかし、町では、納付忘れや特別な事情により納付できない場合などを考慮して、督促状の発送後も催告書を送付するなどして自主的な早期納付を働きかけていますが、それでもなお納付されない場合には滞納処分を執行します。



納付が困難な方は早めにご相談を

病気や失職、事業不振など、やむを得ない理由で納期限内に納付が困難な場合には、生活状況を聞いた上で、納付計画についての相談に応じますので、納期限内に納付が困難なことを示す資料（給与明細書、預金通帳）と印鑑を用意して、お早めにご相談にお越しください。

問い合わせは、納税課 収納係（直通 ☎74-0754）まで。